

令和二年第三回定例会 提案理由説明書

令和二年第三回定例県議会の開会にあたり、県政諸般の報告を申し上げ、併せて今回提出しました諸議案について説明申し上げます。

一 県政諸般の報告

(1) 令和二年七月豪雨災害について

先日の台風十号については、かつて経験したことのない猛烈な台風という予報で大変心配しましたがけれども、大分県にとっては、大きな被害もなく安堵いたしました。

そこで、令和二年七月豪雨災害について申し上げます。本県では、県内十九の観測地点のうち九地点で四十八時間雨量が観測史上最大となり、被害額は平成二十四年及び二十九年の九州北部豪雨を上回りました。

改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

県では、当初予算で確保していた災害パッケージ予算を活用し、緊急対応や応急復旧を迅速に進めました。

また、知事、副知事、関係部局長をもって災害対策本部を直ちに設置するとともに、特に被害の大きかった日田、由布、九重、玖珠の二市二町については、市長、町長をはじめ市町の幹部を交えた現地災害対策会議を開催し、被害状況や要望等を直接お聞きするなど、復旧・復興に向け検討を重ねてきたところです。

先日、現地の皆さんとの議論を踏まえた市町ごとの「復旧・復興推進計画」がまとまりましたので、今後はこれに基づいて、市町と連携し、本格的な復旧・復興を進めます。

今回の復旧・復興は、次の二点について特に配慮しながら取り組みます。

一つは、道路、河川等の土木関連施設や農地、林道、治山等の農林施設の災害復旧についてです。住民生活や産業活動を支える観点から、まずは迅速・着実を旨として、しっかりと進めていかなければなりません。その上で、今回の被害の激しさを考えれば、原形復旧はもとより、再度の災害を防止するための機能強化も積極的に行っていく必要があります。例えば、平成二十九年の豪雨で被災し、河道拡幅等の改良復旧を実施した大肥川と鶴河内川では、今回、浸水被害はありませんでした。自然災害が頻発・激甚化する中で、将来的にも対応できる強靱な県土づくりに向けた対策を講じていきます。

このため、今年度が最終年となる国の防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策についても、大規模自然災害や南海トラフ地震を念頭に、緊急対策後の新たな枠組みづくりを国に強く求めているところです。

第二は、コロナ禍によって経済が大幅に落ち込む中、五月下旬の緊急事態宣言解除以降、経済活動が徐々に動き始め、ようやくこれからという時に、この災害が発生したことです。被災した中小企業・小規模事業者にとっては、心が折れるような大変つらい状況だと思います。苦労の重なった皆さんを力強く支えるためには、従来の支援策とは違う応援が必要です。

この点、今回国は、これまでのグループ補助金等の災害補助金を拡充・柔軟化した「な

りわい再建補助金」を創設しました。県においても、この補助金について、感染症の影響により売上が減少し、ご苦勞が重なっている事業者には独自で上乘せ補助を行うなど、より強力な支援に努めていきます。

さらに、豪雨で被災し、国のG o T o トラベル事業への参画が困難となった旅館・ホテル等に対しては、復興状況や感染の落ち着き等を見ながら、県独自の旅行代金割引支援の実施や被災地の復旧・復興に向けたプロモーションに取り組みます。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止について

こうして、復旧・復興への取組を進める中、新型コロナウイルス感染症は全国で新規感染者の確認が続いており、第二波とも言うべき状況になっています。

本県においても、散発的ではあるものの感染患者が発生していることから、感染拡大防止に向けた取組をさらに加速させます。

一つは、PCR検査体制の充実です。感染拡大を防ぐためには、まずはPCR検査を実施し、感染者が確認されるや、濃厚接触者等を積極的かつ幅広くに検査し、感染の広がりを迅速に捉え、封じ込めることが大事です。

また、これから冬を迎えるにあたって、季節性インフルエンザの流行期を踏まえた検査対応も考えていかなければなりません。インフルエンザ流行の最盛期には、県内で一日二千人以上の患者が発熱等の風邪症状を訴えて医療機関を受診します。このため、かかりつけの医療機関等において、インフルエンザに加え、新型コロナウイルスの検査を安全・確実に実施できるよう、PCR検査体制の充実・強化に加え、抗原簡易キットによる検査を組み合わせた体制整備に取り組んでいきます。

二つ目は、医療提供体制の確保・充実です。今後の感染拡大に備え、新型コロナ患者を受け入れることのできる病床を県全体で三百三十床確保しています。このうち、新型コロナに特化した病棟を用意する重点医療機関について、高度医療設備の整備や空床確保の経費を助成し、受入体制の強化を進めます。

もう一つは、医療資機材の備蓄です。第一波の際の経験を踏まえ、医療従事者が用いる個人防護具やマスク等の備蓄を既に進めていますが、これらの備蓄物資を一元管理する倉庫を新たに整備し、病床の確保と併せて医療提供体制の確保に万全を期します。

(3) 社会経済の再活性化について

こうして感染拡大防止対策に努力しながら、併せて重要なことは、社会経済再活性化への取組です。

商工観光労働部が実施した今年春の五百社企業訪問調査によりますと、今期の業況判断指数は、マイナス五十七・一ポイントと、平成二十年のリーマンショック時と同水準の大幅な落ち込みとなりました。

他方、こうした中で、通信・情報の分野では、オンライン需要の高まりによって新たな顧客獲得に成功したという事例や、食品加工の分野では、家庭での食事が増えたことで加工品需要が増加したという事例もあったところです。

また、観光分野では、G o T o トラベルキャンペーンによって感染が拡大するのでは

ないか、という心配もありましたが、本県では他県に先駆け、県内の旅館・ホテルが感染防止の実践に取り組むことで、宿泊での感染事例もなく、宿泊客数の回復につながっています。そのほか、小売では、アバターを活用した遠隔ショッピング、交通においては、「デリバリータクシー」による地域交通の新規需要の開拓など、様々な取組が始まっています。

これからは、新しい生活様式の中で、新しい需要を掴みながら取り組んでいくということが大事だと思います。

幸い、五百社訪問の中で設備投資について尋ねたところ、製造業ではコロナ禍の影響を受けながらも、約六割が今後の設備投資を前向きに検討しているということでした。この結果には大変勇気づけられました。

県では、こうした前向きな投資マインドに応えるため、ものづくり中小企業等を支援するための独自の補助金を用意し、既に多くの申請を受け付けているところです。

今後とも、中小企業やベンチャー企業等の新しい生活様式への挑戦を後押しするとともに、多方面で発展著しい先端技術を活用した地域課題の解決や新たな産業の創出を加速させ、県経済の再活性化を前に進めてまいります。

以上のような考え方の下、豪雨災害については、社会インフラ等の復旧・復興及び被災した中小企業等への支援、並びに新型コロナ対策については、感染拡大防止及び社会経済の再活性化について、それぞれ早急に対応を進める必要があるため補正予算を編成したところです。なお、補正予算第四号及び第五号については、特に緊急を要するため専決処分を行い、今定例会で報告をさせていただいております。

二 提出議案の説明

次に、提出しました諸議案の主なものについて、その内容を説明申し上げます。

(補正予算案の概要)

はじめに、第八十号議案 一般会計補正予算（第六号）についてです。今回補正します額は、五百六十六億八千三十五万一千円であり、これに既決予算額を加えますと、累計は過去最大の七千七百五十四億二千四百二十九万三千円となります。

以下、主なものについて説明申し上げます。

第一は、復旧・復興対策です。

豪雨により被災した土木関連施設や農林施設の災害復旧について、原形復旧に加え、災害の再発防止に向けた機能強化を図るため、既決予算の不足額を追加します。

第二は、新型コロナ対策です。

まず、感染拡大防止策と医療提供体制の整備では、保健所機能を充実・強化するため、相談室の増設や検体採取に必要な機器整備等を行います。

生活の維持や事業・雇用の継続については、厳しい経営環境の中で事業継続等に前向きに取り組む事業者への県独自の応援金について、給付額を増額します。

社会経済の活性化では、農家の労働力確保を後押しするため、農作業を請け負う事業者に対して、新規従事者向けの研修や三密の防止対策に要する経費を助成します。

感染症に強い経済構造の構築に向けては、離島等の診療所へのオンライン診療と組み

合わせた医薬品のドローン配送の実証など、ドローンの社会実装の加速化を推進します。

併せて、令和元年度の決算剰余金の処分について提案させていただいています。条例に基づき、三分の一を下らない十億五千七百八十一万六千円を財政調整基金及び減債基金にそれぞれ積み立てるとともに、今後の県有施設の改修・更新等に備えるため、五億五千九百五十九万六千円を県有施設整備等基金に積み立てることとしています。

(予算外議案)

次に予算外議案です。

第八十八号議案 大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の制定につきましては、新型コロナ対策に関する県制度資金の信用保証料補助の財源を積み立てるための基金を創設するものです。なお、その財源については、地方創生臨時交付金を充てることとしています。

第九十一号議案 県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正につきましては、道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯の設置に関する基準を新設するとともに、地形の状況等を勘案した歩道の設置を可能とするための歩道の幅員、及び円形の交差点、いわゆるラウンドアバウトを五以上の道路が交わる箇所への設置を可能とするための平面交差に関するそれぞれの県独自基準について、所要の改正を行うものです。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重御審議のうえ、御賛同いただきますようお願い申し上げます。